

令和8年9月18日

株式会社金宝堂に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社金宝堂に対し、同社が供給する葬儀サービスに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社金宝堂

（法人番号 3040001071182）

所 在 地 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号道玄坂通4階

代 表 者 代表取締役 仲村 和明

設立年月 昭和56年1月

資 本 金 1000万円（令和8年9月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「小さな森の家」と称する屋号で供給する、貸切ホールを用いる家族葬に係る葬儀サービス（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル

(4) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（表示例：別紙）

地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、例えば、令和7年3月1日から同月24日までの間、「1日1組 貸切ホール」との文字の映像、「選べるホールがこんなに」との音声と共に「えらべるホールがこんなに」との文字の映像、「お得なプランがこの価格から」との音声と共に「家族葬 10.45万円～（税込）」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内

容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務が、最低料金として１０万４５００円で提供されるかのように表示していた。

イ 実際

本件役務の提供を受けるには、僅かな場合を除き、３０万８０００円以上の費用が必要であった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：０３（３５０７）９２３９

ＵＲＬ：<https://www.caa.go.jp/>

別表

表示期間	表示内容
令和7年3月1日から同月24日までの間、同月26日から同年4月18日までの間、同月21日、同年5月1日から同月22日までの間、同月26日及び同月28日から同月31日までの間	・花飾りを背景に、「家族葬なら」との音声と共に「家族葬」との文字の映像 ・花飾りを背景に、丸囲みされた「家族葬 小さな森の家」との文字の映像 ・花飾りを背景に、「1日1組限定」との音声と共に「1日1組 貸切ホール」との文字の映像 ・花飾りを背景に、「選べるホールがこんなに」との音声と共に「えらべるホールがこんなに」との文字の映像 ・花飾りを背景に、「お得なプランがこの価格から」との音声と共に「家族葬 10.45万円～（税込）」との文字の映像 ・花飾りを背景に、「家族葬なら」及び「小さな森の家」との音声と共に「家族葬」及び「家族葬式場 小さな森の家」との文字の映像 (別紙)

テレビコマーシャルの表示内容	
映像	音声
	・「家族葬 なら」
	・「小さな 森の家」

映像	音声
	・「1日1組限定」
	

映像	音声
	
	・「選べるホールが」

映像	音声
	・「こんなに」
 ※会員割引適用価格 ※こちらの料金は火葬式プランになります。※10.45万円のプランはお付き添い面会はできません。 ※火葬料金は別途お客様負担になります。 ※事前に資料請求と会員登録が必要です。 ※資料請求・会員登録・年会費無料	・「お得なプランがこの価格から」

映像	音声
	・「家族葬なら」
	・「小さな森の家」

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若し

くはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

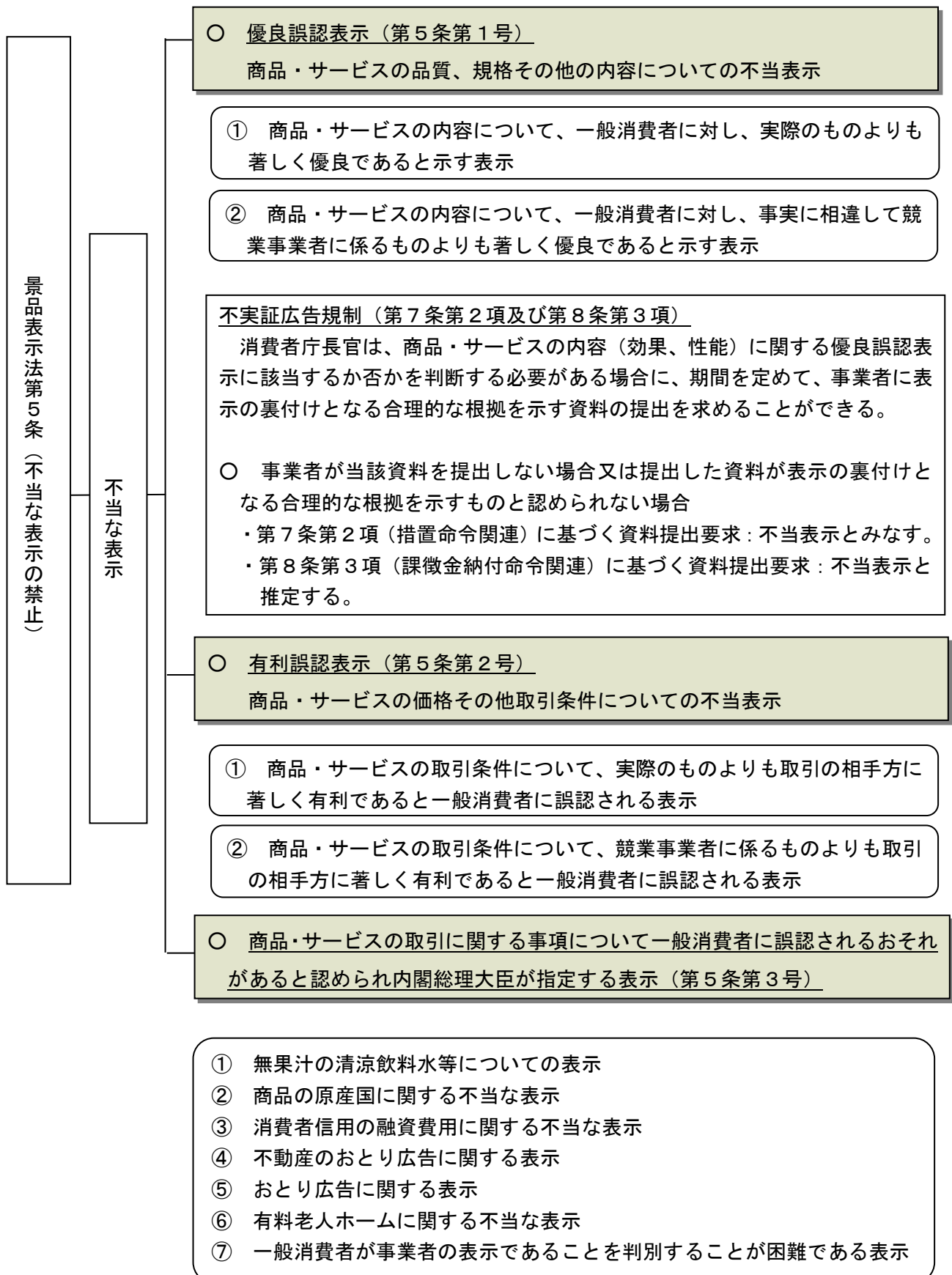
(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二條第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第807号

令和8年9月18日

株式会社金宝堂

代表取締役 仲村 和明 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が「小さな森の家」と称する屋号で供給する、貸切ホールを用いる家族葬に係る葬儀サービス（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、例えば、令和7年3月1日から同月24日までの間、「1日1組 貸切ホール」との文字の映像、「選べるホールがこんなに」との音声と共に「えらべるホールがこんなに」との文字の映像、「お得なプランがこの価格から」との音声と共に「家族葬 10.45万円～（税込）」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務が、最低料金として10万4500円で提供されるかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、本件役務の提供を受けるには、僅かな場合を除き、30万8000円以上の費用が必要であったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周

知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社金宝堂（以下「金宝堂」という。）は、東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号道玄坂通4階に本店を置き、葬儀業等の事業を行う事業者である。
- (2) 金宝堂は、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 金宝堂は、本件役務に係るテレビコマーシャルの表示内容の決定について広告制作等を行う事業者に委ねることにより、当該表示内容の決定に関与している。
- (4) 家族など近親者だけで行う葬儀を一般的に家族葬という。
- (5)ア 金宝堂は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、例えば、令和7年3月1日から同月24日までの間、「1日1組 貸切ホール」との文字の映像、「選べるホールがこんなに」との音声と共に「えらべるホールがこんなに」との文字の映像、「お得なプランがこの価格から」との音声と共に「家族葬 10.45万円～（税込）」との文字の映像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務が、最低料金として10万4500円で提供されるかのように表示していた。
- イ 実際には、本件役務の提供を受けるには、僅かな場合を除き、30万8000円以上の費用が必要であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、金宝堂は、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った

日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示内容
令和7年3月1日から同月24日までの間、同月26日から同年4月18日までの間、同月21日、同年5月1日から同月22日までの間、同月26日及び同月28日から同月31日までの間	・ 花飾りを背景に、「家族葬なら」との音声と共に「家族葬」との文字の映像 ・ 花飾りを背景に、丸囲みされた「家族葬 小さな森の家」との文字の映像 ・ 花飾りを背景に、「1日1組限定」との音声と共に「1日1組 貸切ホール」との文字の映像 ・ 花飾りを背景に、「選べるホールがこんなに」との音声と共に「えらべるホールがこんなに」との文字の映像 ・ 花飾りを背景に、「お得なプランがこの価格から」との音声と共に「家族葬 10.45万円～（税込）」との文字の映像 ・ 花飾りを背景に、「家族葬なら」及び「小さな森の家」との音声と共に「家族葬」及び「家族葬式場 小さな森の家」との文字の映像 (別添写し)